

拠点校方式部活動 自転車利用のきまり

武蔵野市教育委員会

令和7年6月

拠点校方式部活動に参加する生徒が自転車を利用する場合、以下を遵守すること。

1 自転車利用のやくそく

- (1) ヘルメットを必ず着用すること。
- (2) 交通規則を守り、次の禁止事項は絶対にしないこと。

傘さし運転・イヤホン等使用運転・スマホ等使用運転・並行進行・信号無視・一時不停止

- (3) 自転車は、学校が指定した場所に整頓して駐輪すること。
- (4) 駐輪する際は、施錠し、自己で鍵の管理を行うこと。
- (5) 事故が発生した場合は、直ちに警察と学校に連絡すること。
- (6) 自転車利用生徒が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入すること。
- (7) 自転車の破損・盗難等のトラブルについては、学校での対応は致しかねます。
- (8) 武蔵野市交通企画課が主催する自転車安全利用講習会に参加すること。
- (9) 自転車使用許可シールを、自転車の見えやすい位置に貼ること。

2 自転車利用を許可しない場合

上記が守れない場合は、拠点校及び在籍校が協議の上、当該生徒の自転車利用を禁止する。